

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得書は、工事又は製造の請負、食料品・物品等の買入れその他の契約の締結について、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名等の取消し)

第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となったときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 前項に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消し、又は一般競争入札に参加させないものとする。

第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となったとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人としたときは、当該指名を取り消し、又は当該一般競争入札に参加させないことがある。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は食料品・物品等の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 本会が契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査の実施に当たり本会職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消し、又は当該一般競争入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納入しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に本会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 刈谷市入札参加資格者名簿に登録されているもので、指名競争入札にあっては、指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の10分の8の金額
本会会長が確実と認める社債	当該債権証書に記載された債券金額
銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債券金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、本会を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、本会の発行する納付書により納入しなければならない。

2 出納責任者は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、本会から指示された積算書、図面及び仕様書（以下「積算図書」

という。) その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 積算図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が積算図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の規定による入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書又は入札公告において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。
- 4 積算内訳書の提出に当たっては、積算根拠が明らかになるよう、数量、単価及び金額等を記入するものとする。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第3号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）するものとする。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第12条 入札参加者は、入札書（様式第1号）に必要な事項を記載し、記名及び代表者印を押印の上、入札用封筒（様式第2号）に入れて、あらかじめ指名通知書又は入札公告に示した日時及び場所において、本会職員の指示により提出しなければならない。

- 2 前項の規定による入札は、代理人をして行わせることができる。この場合において、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。
- 3 郵便による入札は認めない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第14条 開札前において、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(開札)

第15条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行うものとする。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本会職員を立ち会わせて行うものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名又は代表者印の押印の無い入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他契約担当があらかじめ指示した事項に違反した入札

(入札談合に関する情報があった場合等の措置)

第17条 入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合その他談合の疑いがある場合は、入札を延期し、又は中止することがある。

2 前項の規定にかかわらず、談合情報に信ずるに足りる相当の理由がない場合は、当該入札を執行することができる。

3 前項の入札において、談合情報に示された落札者及び落札額が当該入札の落札者及び落札額と一致した場合は、当該入札を無効とする。

(落札者)

第18条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者うち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第19条 開札をした場合において、落札者とすべき入札が無いときは、直ちに再度の入札を行うことができる。

2 次の各号の一に該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 第16条第1号から第7号までの規定に該当する入札
- (2) 第18条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札
- (3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(再度入札の入札保証金)

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に關係のない本会職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第22条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせるものとする。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかつたときには、その者に落札者となった旨を通知するものとする。

(契約書の作成)

第23条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書。この条において同じ。）を作成し、記名及び代表者印を押印の上、提出しなければならない。ただし、本会において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第24条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書又は入札公告において指示するものとする。

(契約の確定)

第25条 契約は、契約書による場合にあっては、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名及び代表者印を押印したときに確定するものとする。

(入札保証金等の還付)

第26条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。この条及び第27条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき（契約保証金の納付に代えて担保が提供された場合においては、当該担保の提供後）還付するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては契約を締結したとき、又は請書を提出したとき入札保証金を還付するものとする。

3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納責任者に提出するものとする。

（入札保証に対する利息）

第27条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第28条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、本会に帰属するものとする。

附 則

この心得書は、平成29年4月1日から施行する。